

市民と福祉をむすぶ

かけはし

第232号

2023

10月



編集発行 / 社会福祉法人養父市社会福祉協議会
令和5年10月13日発行

〒667-0022 養父市八鹿町下網場320 (地域交流センター「福祉の杜」)

電話 (079) 662-0160

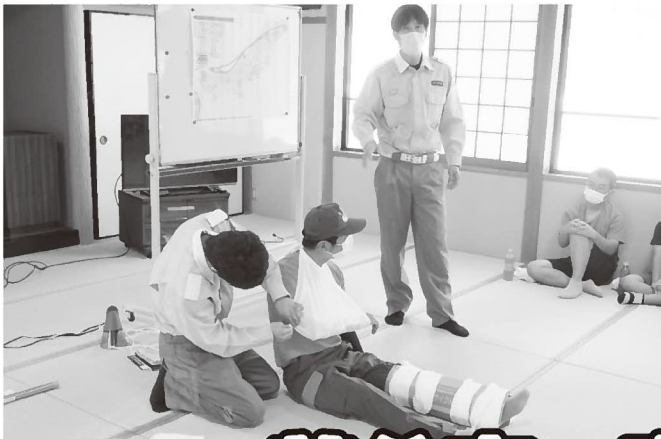
FAX (079) 662-0161

E-Mail :info@yabu-shakyo.jp

ホームページ <http://www.yabu-shakyo.jp/>

◀「ブログでかけはし」QRコード

▶夏梅区では、要援護者の搬送訓練(右上)や土のうづくり(右下)、救急法(左上)などの訓練が行われました(11月9日、夏梅会館)



養父市一斉避難訓練

夏梅区



9月3日、養父市一斉避難訓練が、市内143行政区で行われました。

この訓練は「地域で協力して、地域住民の命を守る」という防災意識を高めることを目的に実施しており、大屋地域では夏梅区がモデル地区となり、区民73人が参加しました。

当日は地震発生を想定した訓練が行われ、避難指示の発令放送を聞いた区民が、消防団や区役員の誘導のもと、指定緊急避難場所である夏梅会館へ向かいました。

また、社協は福祉車両による要援護者の搬送訓練、南但消防本部からは応急担架の作成、止血等の救急法などの説明がありました。

区長の鎌田治さんは「地震や台風等により土砂や洪水が家屋に流入し、住民が亡くなるニュースを見聞きします。当区から被害者を出さないために、早めの避難行動を心がけるように声を掛けながら今後も取り組みたいです」と危機意識を高めています。

「地域共生社会の実現」に向け

第4次地域福祉推進計画の

策定はじまる

8月24日、養父市社会福祉協議会「第4次地域福祉推進計画」第1回策定委員会を、関宮ふれあいの郷で開催しました。



▲第1回策定委員会では、それぞれ委員から社協に期待することを発表しました（=8月24日、関宮ふれあいの郷）

社協の「地域福祉推進計画」は、養父市の「地域福祉計画」や養父市社協の現状を踏まえ、社協が地域住民や関係機関と一緒にめざす「養父市の将来ビジョン（目標）」を定め、活動に取り組むためのものです。

今回、市内各分野から選出された策定委員15名に宮本会長から委嘱状が交付され、委員長に宮岡秀司氏、副委員長に西村恵子氏が選任されました。

また、兵庫県社会福祉協議会地域福祉部の副部長松本裕一氏（当計画アドバイザー）から「計画策定の意義や今後の社協活動」と題した講演がありました。

策定委員からは、「社協に期待すること」の発表もあり、今回の計画の方向性を位置づける大切な提案となりました。

養父市社会福祉協議会第4次地域福祉推進計画策定委員会委員

氏名	選出区分	備考
◎宮岡 秀司	社会福祉協議会理事	ふくしのまちづくり部会 部長
○西村 恵子	保健、医療、福祉関係者	養父市ゆうきの会家族会 会長
青木 幸	学識経験者	養父市移住サポートセンタースタッフ 新規就農者
政次 悟	学識経験者	養父市社会福祉協議会 前会長
河内 友久	学識経験者	カフェ/デザインスタジオGOCCO(ゴッコ)代表
中野 穰	学識経験者	特別養護老人ホーム はちぶせの里施設長
足立 篤史	地域住民代表者	養父市区長会 会長
中尾 一美	社会福祉関係団体	大屋民生委員児童委員協議会
守本 隆之	社会福祉関係団体	養父市シルバー人材センター 事務局長
勝地 恒久	地域自治組織関係者	高柳地区自治協議会 事務局長
藤原 隆夫	地域自治組織関係者	建屋校区自治協議会 事務局長
世登 英明	行政	養父市健康福祉部長
吉田 由佳	行政	養父市社会的処方推進室 統括保健師
石本 毅	一般公募	行政書士
森本 由香	一般公募	NPO法人りとるめいと

◎委員長、○副委員長

(敬称略、順不同)

策定委員会は、今年度6回開催し、引き続き取り組む課題や新たな課題について、振り返りや協議を重ねながら来年度からの「3カ年の計画づくり」をすすめていきます。

■地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や

「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることとで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すこと。

(厚生労働省HPより)

特集

9月が高齢者保健福祉月間です

教えて！健康長寿の秘訣



9月を高齢者保健福祉月間として、高齢者福祉についての関心と理解を深め、すべての高齢者が住み慣れた地域の中で、安心して暮らせるよう、老人福祉法では全国で9月15日を「老人の日」、9月15日～21日までの7日間を老人週間と定めています。

今回は、市内の高齢者4名の方々に現在頑張っていることや、長生きの秘訣などについてお聞きしました。

豊かな自然と共に毎日を



安達 貞夫さん
(高中 103歳)

天気が良ければ毎日畑仕事に行きます。「高中そば処」の周りの花植えや剪定、草取りなども楽しみながらしています。90歳から戦争で亡くなった戦友の供養にと、般若心経の写経を始めました。三千巻を達成し、次の目標は五千巻です。早寝早起き、三度のご飯をおいしくよばれること、豊かな自然の恩恵の中で毎日を生きることが元気の秘訣です。

自分らしい人生を楽しむことが元気の秘訣



廣瀬 まさ子さん
(九鹿 88歳)

毎週いきいきサロンに行くのをとても楽しみにしています。仲良くなつた人もたくさんいて、嬉しいです。庭の畑の手入れも楽しみで、蒔いた大根の種が最近芽をだした事が嬉しく、庭を眺めて元気に暮らせることに日々幸せを感じています。孫やひ孫と一緒に過ごす時間を何よりも楽しみにしています。

こまめな草抜きできれいな畑



佐藤 久さん
(大谷 90歳)

私の楽しみは、デイサービスでの脳トレや大谷はあとサロン「てくてく」で体操をすることです。じっとしているのは性に合わず、健康づくりとできることをしようと思いい、空いている日には畑やお墓の周りの草抜きを長年続けています。住み慣れた地域で、これからも元気に過ごしていきたいです。

ちぎり絵づくりに挑戦中



正垣 美津子さん
(夏梅 98歳)

「小さなことでもできることがあったら、何でもやってみよう」と思い、パッチワークや刺繍、小物作りをしています。また、週一回のいきいきサロンはとてもいい所で、楽しく過ごしています。今年はサロンの利用者全員でちぎり絵作りに挑戦し、大屋文化祭に作品を出品することを楽しみに頑張っています。



今月の

地域だより



ボランティアやってみた

さまざまな経験が次へのステップに

養父市は今年から8月を「こどもまんなか月間」としてこどもの夢と笑顔あふれる社会の実現を目指しており、社協も一緒に取り組んでいます。

そんななか、市内在住の高校生から夏休みを利用してボランティア活動の希望があり、社協が行っている放課後プレーパークやいきいきサロン事業のボランティアを体験しました。

八鹿高校3年生の佐藤真奈さん、雑賀萌さん、上垣駿さんの3人は、それぞれ学校教育や地域福祉に関心があり、自身の成長のためにボランティア活動を希望。プレーパークで人気の「シャボン玉遊び」で使用している「シャボン玉液」の無料配布用の詰め入れ作業や



▶こどもまんなかプロジェクトで配布するシャボン玉液の詰め入れ作業をする高校生（11月8月7日、養父支部）



▲関宮プレーパークで子どもとシャボン玉をする高校生（=8月18日、関宮健康増進施設下）

プレーパーク、いきいきサロンのボランティアとして計3日間活動しました。

「自分が生まれ育った養父市で将来興味のあることを体験できて目標が明確になった」「将来は養父市に帰ってきて地域福祉に携わりたい」と、ボランティアをした経験が、将来の夢の実現に向けての一助となりました。

子育てサロン 放課後プレーパークの案内

QRコードを読み込むと詳しい日程が表示されます

- ★子育てサロンそよ風（毎週月曜日）
- ★子育てサロン関宮（第4月曜日）
- ★子育てサロン伊佐（第1月曜日）
- ★子育てサロン高柳（第4月曜日）
- ★子育てサロンすくすく（第2火曜日）



- ★E-Park（月2回火曜日）



- ◆関宮放課後プレーパーク（月2回金曜日）
- ◆大屋放課後プレーパーク（月2回月曜日）



ソーシャルワーク実習

を終えて



関西福祉大学
かわと さくら
河戸 桜華さん
(朝来市)

8月17日から9月20日まで、養父市社会福祉協議会でソーシャルワーク実習生としてお世話になりました。

実習を通して、社協は様々な

機関と連携や情報共有を行い、住民の方が安心して地域で暮らし続けられるようにする架け橋となっていることを学びました。

利用者のお宅やサロンなど多くの方と交流をさせていただくなかで、地域に向いて実際に声を聴くことの大切さに気がきました。

地域や住民の方の困りごとを引き出し、誰一人取り残すことのない地域づくりが出来る社会福祉士になれるよう頑張ります。

今月の かけはしさん



まえだ たかし
前田 高志さん
(川原場)

今年度から出合校区協議会の会長を務めています。一昨年来より前会長、役員の方々と構想を練り描いていた「買い物支援」「交通支援」を今年度から少しずつでも実現できれば！と思いい協議会内で知恵を絞っています。

今年はコロナも5類に移行したので、手始めに年末に80歳以上や体の不自由な方々のお宅を区長と民生委員・児童委員または、民生・児童協力委員などで加工部で生産した品物を持って近況を伺いに訪問し、聞き取りをする予定です。

善意銀行だより

令和5年8月16日〜令和5年9月15日(敬称略)
預託者のご了承をいただいた方のみ寄附金額を掲載しています
養父市善意銀行へ寄附金の預託をされた方は寄附金控除を受けられる場合があります。
詳しくは事務所までお問い合わせください。

▼亡母供養

石堂 三木 晃 30,000円

大藪 久保田 寛 30,000円

和田 高階 典一 30,000円

▼善意の寄附

匿名47回 10,000円

▼物品の寄附

天子 本谷みゆき

切手 田村 弘明

森 はがき、切手 上垣 政雄

樽見 上垣 政雄

卵 松田 豪

加保 紙おむつ 上垣 巖

中間 かぼちゃ、トマト 和田奈緒美

門野 シャワーチェア 関宮学園3年生

轟大根 7人

匿名 マスク、ズボン、肌着、

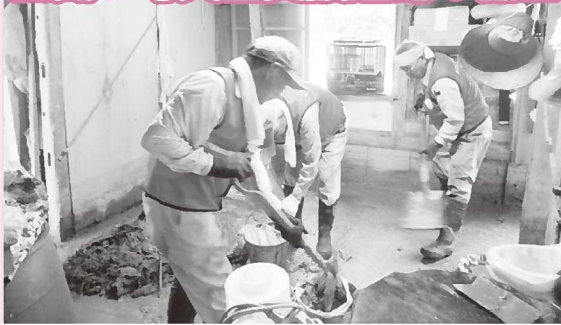
靴下、カップ麺、マフラー、紙おむつ、服薬セリ、消臭シート、栄養調整食品、かぼちゃ、ポータブルトイレ、はがき、切手、テレホンカードほか

▼フードバンク事業

・コープこうべ

協同購入センター但馬

台風7号災害支援活動の報告



8月15日に襲来した台風7号により、市内でも床上浸水、床下浸水、土砂崩れ、大規模断水などの被害が発生しました。

市と社協で現地ニーズ調査を行い、特に被害が大きかった中村区、仲町区、椿色区への災害支援ボランティアを募集。

8月21日、22日、23日、9月8日の4日間で、延べ14名のボランティアが支援活動に参加しました。

【お詫びと訂正】

第231号(9月号)挟み込み『赤い羽根共同募金だより』(裏面)に誤りがありました。

左記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

兵庫県共同募金会会長

【誤】 江本 幸仁

【正】 前田 公幸

レトルトご飯、麵つゆ、お茶ほか

◆寄附金 10万0,000円

●ありがとうございました。

分割 クオカードが当たる!

バラバラになった文字を組み合わせて2文字の言葉を作ってね。

■ヒント 地域〇〇社会

牛井



応募先 QRコード

専用フォーム を開設!

応募方法 QRコードかほかごまは、FAXに答えと住所、氏名、フリガナ、年齢、電話番号、「かけはし」をお読みになった「意見・ご感想」をご記入の上、ご応募ください。正解者の中から抽選で3名さまにQuoカード500円分を贈ります。

■メ 切 令和5年10月30日必着

■応募先 〒667-0022

養父市八鹿町下網場320

「福祉の杜」内

養父市社会福祉協議会

FAX 662-0161

★前回の答えは

『猛暑』でした

小橋 紀子さん(旭町)

佐藤あゆみさん(虹の街)

高野小百合さん(伊佐)

以上3名の方が当選されました。おめでとうございます。

総合相談所のご案内

いずれも相談無料

心配ごと相談・結婚相談 13:30~16:00

身の回りの困りごとや結婚に関する相談はありませんか？

- ◆ 10月27日(金) 関宮ふれあいの郷
- ◆ 11月3日(金) 文化の日のため休み
- ◆ 11月10日(金) 社協養父支部
- ◆ 11月17日(金) 大屋保健センター

◆WEL(ウエル)♥縁(えん)♥友(とも)♥婚(こん)

※毎月第2・第4日曜日開設する結婚相談(無料)

- 日時 11月12日(日)、26日(日) 13:30~16:00
- 場所 ウエルシア養父上箇店「ウエルカフェ」

弁護士による無料法律相談 13:30~16:30

先着6人の予約制となっていますので、事前に電話でお申し込みください。

- 期 日 令和5年11月15日(休)
- 場 所 関宮ふれあいの郷
- 相談時間 1人30分程度
- 申し込み先 養父市社協本部 ☎079-662-0160

くらしの法律相談 8:30~17:00

消費者被害や訴訟問題、成年後見制度、日常生活自立支援事業などの相談を社協窓口で受け、担当弁護士に伝えて問題解決のお手伝いをします。

相談は、毎週月~金曜日までの常時、本部及び各支部で受付けています。



うちげえの

宝

あだち れい 麗維ちゃん ③歳9カ月(左)
 さら 彩良ちゃん ①歳5カ月(右)
 (十二所一・姉妹)

お父さんの慎太郎さん・お母さんのまどかさんに聞きました♪

◆名前はどのようにつけましたか？

麗維はいつでも明るく優しい思いやりのある子に、彩良は心美しく感性豊かな子になるように名付けました。

◆今、興味をもっていることはなんですか？

麗維はごっこあそびやブロックをつみたてること、彩良は絵本が好きで、お気に入りの絵本を「読んで」と何度も持ってきます。

◆ご家族から一言メッセージ

まだまだおてんばな2人。これからも元気で仲良く成長してくれることを楽しみにしてるよ。

うちげえの宝募集! 「うちげえの宝」に掲載を希望する方は社協各支部までご連絡ください。

教えて弁護士さーん!

第121回 「性加害と犯罪」について

Q ある芸能事務所の元代表によるタレントへの性加害行為が明らかになり、これまでその事務所のタレントをCMに起用していた企業が契約を打ち切るなど、大変大きな問題となっています。

ただ私は、ここで問題とされている「性加害」行為は男性同士によるものであり、女性に対する場合と同じなのか疑問に感じました。また、最近では性犯罪の法律も変更されたようですが、それが影響を与えるのでしょうか。

A 今回問題とされているのは、ある芸能事務所の代表であった男性が、所属タレントに対し、性加害行為を行ったというものです。その行為が行われたのは、かなり以前のものも含まれており、現在の法律が適用されるわけではありません。この当時は、「強姦罪」「強制わいせつ罪」として規定されており、これが適用されるのが問題となります。

ご質問にある通り、今回は男性同士によるものなので、当時の「強姦罪」が適用されるのかが問題となります。

以前は、強姦罪に該当する行為は「男性が女性に対し意思を抑圧して性行為をすること」を指すと考えられていました。そして、刑法の規定が適用されるか否かは、行為があった時点の法律の規定によることとなります。このため、当時の強姦罪は適用されず、強制わいせつ罪に該当するのだらうと思います。ただし、時効が成立している場合もあるのだらうと考えます。

なお、現代では、同性からの行為でも保護されるべきであり、さらに性行為の範囲も広げるべきと考えられるようになり、法律の解釈を変えるべきという声が高まりました。また、これまでは暴行脅迫等で意思を抑圧されなければ、同意が無かったと認められないことが多かったのですが、薬物やハラスメント等立場を利用するなど、拒否できない状態は色々あることから、これらに対応できるようにすべきたりました。

そこで、令和5年7月に、以上の点を踏まえ新しく改正された「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」が施行されています。この法律であれば、今回問題とされている行為も「不同意性交等罪」に該当した可能性があります。先ほど申し上げた通り、行為があった時点ではこの法律は無かったので、さかのぼって適用されることはありません。

SIN法律労務事務所 弁護士 福島 健太



この広報紙は共同募金配分金が使われています。